

炭酸飲料品質表示基準

制 定 平成12年12月19日農林水産省告示第1682号
 改 正 平成18年 8 月 2 日農林水産省告示第1053号
 改 正 平成23年 8 月31日消 費 者 庁告示第 8 号
 最終改正 平成23年 9 月30日消 費 者 庁告示第 10号

(趣旨)

第1条 炭酸飲料(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
炭酸飲料	次に掲げる液体飲料をいう。ただし、果実飲料品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1683号)第2条に規定する果実飲料を除く。 1 飲用適の水(単に以下「水」という。)に二酸化炭素を圧入したもの 2 1に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの
フレーバリング	炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるものをいう。 1 香料 2 果汁又は果実ピューレー 3 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれらからの抽出物 4 乳又は乳製品

(表示の方法)

第3条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「炭酸飲料」と記載すること。ただし、炭酸飲料であることが明らかに識別できる他の適切な名称を記載することができる。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、次のア及びイの区分により、それぞれア及びイに規定するところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料については、原材料に占める重量の多いものから順に、次の(ア)から(イ)までに規定するところにより記載すること。

(ア) 「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「高糖果糖液糖」、「オレンジ果汁」、「乳酸菌飲料」等、その最も一般的な名称を記載すること。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高糖果糖液糖にあつては「砂糖・高糖果糖液糖」と記載すること。

(イ) 印刷瓶詰の炭酸飲料でその品質に関する表示をふたにするもの(以下「印刷瓶詰炭酸飲料」という。)以外の炭酸飲料について、記載する砂糖類の名称が2種類以上となる場合は、(ア)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高糖果糖液糖」と記載すること。

(ウ) 印刷瓶詰炭酸飲料の場合には、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」及び「高糖果糖液糖」にあつては「液糖」と、「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」及び「砂糖・高糖果糖液糖」にあつては「砂糖・液糖」とすることができる。

(イ) 原材料として水及び二酸化炭素以外のものを使用している炭酸飲料にあつては、水の表示は、省略することができる。

イ 食品添加物は、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。

2 印刷瓶詰炭酸飲料にあつては、加工食品品質表示基準第3条に規定する事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によらないで行うことができる。この場合において、表示に用いる文字は、日本工業規格Z 8305（1962）に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とする。

3 印刷瓶詰炭酸飲料にあつては、加工食品品質表示基準第3条第1項第3号に規定する事項の表示は、ふた以外の箇所に記載することができる。

4 印刷瓶詰炭酸飲料以外の炭酸飲料にあつては、加工食品品質表示基準第3条第1項第6号に掲げる事項の表示は、印刷瓶詰炭酸飲料以外の炭酸飲料にあつては、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定により表示することが困難な場合には、他の箇所に記載することができる。

（表示禁止事項）

第4条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、純正、ピュア—その他純粋であることを示す用語は、これを表示してはならない。

附 則（平成12年12月19日農林水産省告示第1682号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年8月2日農林水産省告示第1053号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

（印刷瓶詰炭酸飲料に係る表示の見直しについて）

2 この告示による改正後の炭酸飲料品質表示基準第3条第2項及び第3項については、この告示の施行後5年以内に、印刷瓶詰炭酸飲料の表示の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成23年8月31日消費者庁告示第8号）

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日消費者庁告示第10号）

この告示は、平成23年10月1日から施行する。